## 下水排除基準

		排除基準			特定事業場		非特定事業場		
	項目	护陈奉华		暫	日排水量(m3/日)		日排水量(m3/日)		
		政令	条例	~	50 30 1	0 0	50 30	10 0	
	カドミウム及びその化合物	0. 03		0					
	シアン化合物	1							
	有機燐化合物	1							
	鉛及びその化合物	0. 1							
	六価クロム化合物	0. 2		0					
	砒素及びその化合物	0. 1							
	総水銀	0. 005							
有	アルキル水銀化合物	検出されないこと							
	ポリ塩化ビフェニル	0.003							
	トリクロロエチレン	0. 1							
•	テトラクロロエチレン	0. 1							
}	ジクロロメタン	0. 2							
害	四塩化炭素	0. 02							
	1, 2-ジクロロエタン	0.04							
	1, 1-ジクロロエチレン シス-1, 2-ジクロロエチレン	1							
•		0. 4							
	1, 1, 1-トリクロロエタン 1, 1, 2-トリクロロエタン	0.06							
H/m	1, 1, 2-ドリクロロエタン	0.00							
物	チウラム	0.02							
	シマジン	0.00							
ŀ	 チオベンカルブ	0. 2							
ŀ	ベンゼン	0.1							
	セレン及びその化合物	0. 1							
質	ふっ素及びその化合物 ()内は、海域に排出される場合	8		0					
		(15)							
	ほう素及びその化合物 ()内は、海域に排出される場合	10 (230)		0					
	1,4ージオキサン	0. 5		0					
	ダイオキシン類	10							
	アンモニア性窒素等含有量	380未満	380未満 (125未満)	0					
	温度	45度未満	45度未満 (40度未満)						
	рΗ	5を超え9未満	5を超え9未満 (5.7を超え8.7未満)						
環	BOD	600未満	600未満 (300未満)						
	SS	600未満	600未満 (300未満)						
境	全窒素	240未満	240未満 (150未満)	0					
	全燐	32未満	32未満 (20未満)	0					
項	沃素消費量 ————————————————————————————————————	220未満	220未満						
	n -ヘキサン抽出物質量	5	5	ļ					
目	(上段:鉱油 下段:動植物油)	30	30						
Ī	銅	3	3						
	亜鉛	2	2	0					
等	全クロム	2	2						
	フェノール類	5	5						
	 鉄 (溶解性)	10	10						
	マンガン(溶解性)		1						
備考	マンカン(冷胜は)	10	10						

- 1 単位は、【温度、p H】を除き、mg/Lです。ただし、ダイオキシン類についてはpg/Lです。
- 2 排除基準は、別途記載がなければ、mg/L以下であり、省略しています。
- 3 内は、直罰対象の規制に係る排除基準です。 4 内は、除害施設の設置等に係る排除基準です。
- 5条例の()内の数値は、製造業又は、ガス供給業の一部に対して適用されるものです。
- 暫定の欄にOがある項目は、一部の業種に暫定基準が設けられています。 ※ 塩化ビニルモノマーは、排除基準が設定されていません。